

## 地方独立行政法人長野県立病院機構評価委員会について

病院事業局

## 1 地方独立行政法人長野県立病院機構評価委員会の概要

|                                  |      |  |
|----------------------------------|------|--|
| 委員                               | 条例定数 | 7人以内（学識経験者のうちから知事が任命）  |
|                                  | 任期   | 2年（条例施行後最初に任命される委員は3年）   |
| 臨時委員                             |      | 委員会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。  |
| 所掌事務<br><br>(下線部分が平成21年度に処理する事項) |      | <p>【各事業年度及び中期目標期間における業務実績についての評価（法28、30条）】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>各事業年度及び中期目標期間における業務の実績についての評価。</li> <li>評価結果を踏まえた法人に対する業務運営の改善等を勧告。</li> <li>評価結果の法人及び知事への通知。（知事は議会へ報告。）</li> <li>評価結果の通知・勧告の公表</li> </ul> <p>【知事による事前の意見聴取に対する意見の提示】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><u>法人が定める業務方法書を知事が認可する際の意見（法22条3項）</u></li> <li><u>知事が中期目標を制定・変更する際の意見（法25条3項）</u></li> <li><u>法人が定める中期計画を知事が認可する際の意見（法26条3項）</u></li> <li>中期目標期間の終了時に知事が所要の措置を講じる際の意見（法31条2項）</li> <li>法人の財務諸表を知事が承認する際の意見（法34条3項）</li> <li>法人が中期計画で定める剰余金の用途に剰余利益を充当することを知事が承認する際の意見（法40条5項）</li> <li>法人が一定の積立金を次期の中期目標期間の業務の財源に充当することを知事が承認する際の意見（法40条5項）</li> <li>法人が限度額を超えて短期借入を行うことを知事が認可する際の意見（法41条4項）</li> <li>法人が短期借入の借換を行うことを知事が認可する際の意見（法41条4項）</li> <li>法人が条例で定める重要財産の処分等を行うことを知事が認可する際の意見（法44条2項）</li> </ul> <p>【知事に対する意見の申し出】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>法人の役員報酬等の支給基準に関する知事に対する意見の申出（法49条2項、法56条1項）</li> </ul> |

## 2 毎年度の業務実績評価の内容（平成23年度から実施）

当該事業年度における中期計画の実施状況の調査（実情の把握）

当該事業年度における中期計画の実施状況の分析

業務実績の全体についての総合的な評定

3 評価委員会の主な事務

